

令和8・9年度指名(一般)競争入札参加資格審査追加申請確認票 (物品・役務の提供)

(申請者商号又は名称)

【物品】 ※「希望」の欄に○ (3つまで)

コード	希望	種 目	コード	希望	種 目	コード	希望	種 目
1		事務用品	8		農林・園芸用品	15		資材
2		文化・教育用品	9		厨房用品	16		指定ごみ袋
3		スポーツ用品	10		電気機器	17		記念・日用品
4		家具、内装	11		情報通信機器	18		その他の物品
5		繊維製品	12		諸機器	19		印刷
6		医療・福祉用品・薬品	13		車両	20		レンタル・リース
7		消防・防災用品	14		燃料			

【役務】 ※「希望」の欄に○ (3つまで)

コード	希望	種 目	コード	希望	種 目	コード	希望	種 目
21		清掃	27		警備	33		運送
22		設備保守	28		情報処理	34		医療・保健
23		機器保守	29		企画	35		介護・福祉
24		施設管理	30		測定・設備等調査	36		給食・調理
25		小規模工事・修繕	31		看板・標識	37		文化財
26		草刈・樹木管理	32		写真	38		その他の業務

★ 提出書類

書類の種類			提出確認		備 考
			申請者	市使用欄	
クリアファイル (赤色系)に入れて 送付する書類	1	競争入札参加資格審査追加申請確認票	☐	☐	本紙 (左記の提出確認欄にチェックを入れて提出)
	2	通知メール(申請受付のお知らせ)を印刷したもの	☐	☐	「ふくおか電子申請サービス」による申請が完了した際に送付される申請受付をお知らせする通知メールを印刷したものを提出してください。
	3	競争入札参加資格審査申請書	☐	☐	様式1
	4	使用印鑑届	☐	☐	様式2
	5	委任状	☐	☐	様式3
	6	現在(履歴)事項全部証明書(法人)	☐	☐	商業登記簿謄本。令和8年6月1日以降法務局発行のもの(写し可)。
	7	身分証明書(個人事業主)	☐	☐	本籍地の区市町村で令和8年6月1日以降に発行されたもの(写し可)。
	8	申立書	☐	☐	様式4
	9	許認可等を証明するもの	☐	☐	営業に登録が必要な場合は、登録通知書の写し又は登録証明書(許認可等の有効期限内であれば有効日は問わない、写し可)。 ※営業に関し許認可・登録・届出等が必要な業種について提出してください。
	10	区市町村税に滞納(未納)のないことの証明書	☐	☐	令和8年6月1日以降に区市町村が発行したもの(写し可)。 ※委任先支店等を設ける場合は当該委任先支店等所在地の市町村発行のもの。
	11	消費税及び地方消費税納税証明書	☐	☐	令和8年6月1日以降に税務署発行の納税証明書「その3」、「その3の2」または「その3の3」のいずれか。(全て写し・PDF証明書を印刷したもの可)
	12	男女共同参画推進状況報告書	☐	☐	様式5
その他		登録カード	☐	☐	※様式6～8については、内容を入力してファイル名を商号又は名称にして保存したデータファイルを「ふくおか電子申請サービス」の入力画面にて添付したことを確認してチェックしてください。 データファイル名 例)「〇〇文具(様式8・9).xls」
	13	役員名簿	☐	☐	
		社会貢献事業登録状況確認表	☐	☐	

受付印・受付番号

(問い合わせ先)

那珂川市 総務部 総務課 管財担当

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL 092-953-2211 内線 224

FAX 092-953-0688

E-mail kanzai@city-nakagawa.fukuoka.jp

指名(一般)競争入札参加資格審査申請書(物品・役務の提供)

令和8・9年度において、那珂川市で行われる物品・役務の提供に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
また、この資格審査申請書及び添付書類の内容、並びに那珂川市との契約に関する内容と評価、指名停止の処分については、競争入札参加資格認定後、那珂川市において情報公開されることに同意します。

令和 8 年 月 日

あて先) 那珂川市長

本店所在地
〔登記上の所在地
(上記所在地と異なる場合)〕

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

申請担当者

部署 :
氏名 :
電話 :
F a x :
E - m a i l :



様式 2

使 用 印 鑑 届

使用印鑑



上記の使用印鑑は、入札・見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する
ので、届け出ます。

令和8年 月 日

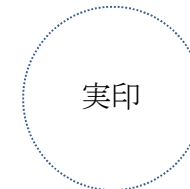
あて先) 那珂川市長

本 店 所 在 地

商号又は名称

代表者役職名

代 表 者 氏 名



※ 法人の場合は、商号及び代表者役職（支店等にあつては支店長、所長等）を表す印章を使用すること。

委 任 状

令和 8 年 月 日

あて先) 那珂川市長

(委任者) 所 在 地
商号又は名称
役職・氏名



私は、次の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

(受任者) 所 在 地
商号又は名称
役職・氏名



記

1. 委任事項

- (1) 入札及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結及び履行に関すること。
- (3) 契約代金の請求及び受領に関すること。
- (4) 入札保証金及び契約保証金の納付、還付請求並びに受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。
- (6) その他これらに附随する一切の行為に関すること。

2. 委任期間

令和8年11月1日(予定)から令和10年3月31日まで

申 立 書

令和 8 年 月 日

あて先) 那珂川市長

所 在 地

商号又は名称

代表者役職名

代 表 者 氏 名



私（当社及び当社の役員）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではありません。

なお、一般競争（指名競争）参加資格審査申請に関して、那珂川市が福岡県警察本部に照会することについて承諾します。

男女共同参画推進状況報告書

事業者名			
所在地			
電話番号			
担当者	(所属)	(氏名)	

那珂川市男女共同参画推進条例第6条第3項の規定に基づき、男女共同参画推進状況を報告します。

1) 那珂川市及び貴事業所の男女共同参画への取組みについて(あてはまる□にチェックしてください)

- ☐ 1. 那珂川市男女共同参画推進条例を知っている。
- ☐ 2. 那珂川市が「男女共同参画宣言都市」であることを知っている。
- ☐ 3. 那珂川市男女共同参画プランを知っている。
- ☐ 4. 市や県等で実施されている男女共同参画に関する講演会等に参加したことがある。

2) 従業員の男女共同参画状況について(該当者がいない項目は0(ゼロ)を記入してください)

①雇用について(2026年4月1日現在)

項目	男性	女性
正規従業員数(管理者数含む)	人	人
うち前年度(2025年度)中の新規または中途採用者数	人	人
非正規従業員数(パートタイム、派遣・契約、臨時など)	人	人
係長・主任級の管理者数	人	人
課長級以上の管理者数	人	人
正規従業員の平均勤務年数(1年未満切り捨て)	年	年

②育児休業・介護休業制度等の利用状況について

項目	男性	女性
2025年度の育児休業※の取得者数	人	人
2025年度の介護休業※の取得者数	人	人
2025年度の子の看護休暇※の取得者数	人	人

育児休業:原則として1歳に満たない子を養育する労働者が対象です。
介護休業:要介護状態にある対象家族を介護する労働者が対象です。対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、分割して取得可能です。
子の看護休暇:小学3年生修了までの子の病気やケガ、**予防接種や健康診断、感染症に伴う学級閉鎖等、行事参加(入園式、卒業式、入学式など)**に対し、1年に5日(2人以上いる場合は10日)を上限に取得可能です。

③職場のハラスメントの防止について(あてはまる□にチェックしてください)

- ☐ 1. ハラスメント防止に関する研修をしている。
- ☐ 2. ハラスメント防止に関する方針を就業規則や労使協定等に記載している。
- ☐ 3. ハラスメント防止に関する啓発(社内報、パンフレット等の配布など)をしている。
- ☐ 4. ハラスメントに関する相談窓口の設置をしている。
- ☐ 5. その他(具体的に)

職場におけるハラスメント(セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント)の防止対策は、事業主の義務です。

④雇用管理上の取り扱いについて(あてはまる口にチェックしてください)

- ☐ 1. 女性の仕事を補助的業務に限ることなく、男性と同様の仕事を任せる。
- ☐ 2. 女性が結婚や出産後も働き続けるための配慮をしている。
- ☐ 3. 男女で給与格差はまったくない。
- ☐ 4. 各種手当(住居手当、家族手当等)や福利厚生等の取組に男女の差はない。
- ☐ 5. 会議・研修への参加、出張の機会等には男女の差はない。
- ☐ 6. 情報伝達の質や量、速さに男女の差はない。

⑤職場環境の改善について(あてはまる口にチェックしてください)

- ☐ 1. 男女の役割分担意識に基づく慣行(お茶出し、掃除など)を見直している。
- ☐ 2. 男女の役割分担意識解消のために社員に意識啓発(研修会や社内報等への掲載)をしている。
- ☐ 3. 女性の能力を積極的に活用することが事業所の方針としてある。

3) 仕事と家庭の両立に関する取り組みについて

①就業しながら育児や介護を行うことを容易にするために講じている措置

(あてはまる口にチェックしてください)

- ☐ 短時間勤務の制度
- ☐ フレックスタイム制度※
- ☐ 始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ
- ☐ 所定外労働をさせない制度
- ☐ 託児施設の措置運営、その他これに準ずる便宜の供与
- ☐ 労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準ずる制度
- ☐ 深夜業を制限する制度
- ☐ 子の看護のための休暇の措置
- ☐ 労働者の配置に関する配慮
- ☐ 職業家庭両立推進者※の選任
- ☐ テレワークの導入
- ☐ その他(具体的に: _____)

フレックスタイム制度:就業規則、労使協定により、一定の時間帯の中で労働の始業及び終業の時刻を労働者が自由に選択できる制度です(労働基準法)。
職業家庭両立推進者:労働者の職業生活と家庭生活の両立が図りやすくなるよう、必要な措置の実施や雰囲気づくりなどを行います(育児・介護休業法)。

②従業員の仕事と家庭の両立を支援するための取り組み(あてはまる口にチェックしてください)

- ☐ 1. 次世代育成支援対策推進法による行動計画※を策定した(年 月 日)
- ☐ 2. 福岡県「子育て応援宣言企業」※の登録または更新をした(年 月 日)
- ☐ 3. どちらも該当しない

一般事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるためのもので、101人以上の労働者を雇用する事業主は、この行動計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられています。

「子育て応援宣言」とは、企業・事業所のトップに、従業員の仕事と子育ての両立を支援するために取り組む内容を宣言してもらい、県が登録する制度です。

ご協力ありがとうございました。

記入上の留意事項等について

1 記入上の留意事項

- ・報告書は、質問の指示に従って記入してください。
- ・調査票には、指示がない限り2026年4月1日現在でご記入ください。
- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を、調査票中では「育児・介護休業法」と略しています。

2 その他（お知らせ）

- ・那珂川市では、男女共同参画社会推進のために、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」とし、講演会を行っています。
- ・市民に学習機会を提供し、さまざまな場における男女共同参画の意識づくりを図るために、「男女共同参画講座」を毎年5回開催しています。いろいろなテーマを取り上げており、どなたでも参加いただけます。詳細につきましては、市広報紙やホームページにてお知らせいたしますので、ぜひご参加ください。
- ・那珂川市は2006年11月に男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画推進のための取り組みを行っています。

《参考》 那珂川市男女共同参画推進条例の事業者等の関係分一部抜粋

（目的）

第1条 この条例は、那珂川市(以下「市」という。)における男女共同参画社会を実現するための基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する市を実現することを目的とする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づいて、男女共同参画について理解を深め、市の施策の推進に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、地域、学校、家庭、職域その他あらゆる分野において、固定的性別役割分業意識その他男女平等を妨げている要因を取り除き、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づいて、事業活動に男女が共に参画できる体制づくりと、職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者等は、那珂川市指名競争入札参加資格等に関する規程（昭和60年規程第6号）第3条に規定する申請をしようとする場合、市の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告しなければならない。

（性を理由とした人権侵害の禁止）

第7条 何人も、地域、学校、家庭、職域等社会のあらゆる分野において、性を理由とした、差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。